

○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
<p>(法第三十二条の規定による電気通信事業法の適用に関する技術的読替え)</p> <p>第七条 法第三十二条の規定により電気通信事業法の規定を適用する場 合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>(法第三十二条の規定による電気通信事業法の適用に関する技術的読替え)</p> <p>第七条 法第三十二条の規定により電気通信事業法の規定を適用する場 合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読替えに係る電 気通信事業法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読替えに係る電 気通信事業法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第二 項	(略)	(略)	第五十五条第二 項	(略)	(略)
第六十条第二項 及び第六十二条 第四項	(略)	(略)	第六十条第二項 及び第六十二条 第四項	(略)	(略)
第六十八条の二	<u>端末機器</u> (第五十五条第 一項(第六十一条、前 条並びに第四百四条第 四項及び第七項におい て準用する場合を含む。))	<u>端末機器</u> であつて、第 五十五条第一項(第六十 一条(相互承認実施法第 三十一条第二項の規定 により読み替えて適用	第六十九条第一 項	<u>(第五十五条第一項(第 六十一条、前条並びに第 百四条第四項及び第七 項において準用する場 合を含む。))</u> の規定によ	<u>であつて、第五十五条 第一項(第六十一条(相 互承認実施法第三十一 条第二項の規定により 読み替えて適用される</u>

	の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」という。)	される場合を含む。)、前条並びに第百四条第四項及び第七項において準用する場合並びに相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により表示が付されていないものとみなされたもの以外のもの(以下「適合表示端末機器」という。)
第百六十六条第七項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

	り表示が付されていないものとみなされたものを除く。)	場合を含む。)、前条並びに第百四条第四項及び第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により表示が付されていないものとみなされたもの以外のもの
第百六十六条第七項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)